

# 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例のあらまし

[法＝地方税法、条例＝三鷹市市税条例、平成26年改正法＝地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、平成26年改正条例＝三鷹市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年三鷹市条例第12号）]

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布された。この法律は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があるため、制定されたものである。この法律の成立に伴い、三鷹市市税条例等においても所要の改正を行う。その主な内容は、次のとおりである。

## 第1 個人市民税関係

### 1 ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設（平成27年4月1日施行）

平成27年4月1日以後に行われる都道府県又は市区町村に対する寄附金について、確定申告を要しない給与所得者等に限り、確定申告による現在の控除手続を行わずに、都道府県又は市区町村が連携してワンストップで控除（所得税分・個人住民税分）が受けられる仕組みを創設する。《法附則第7条、第7条の2、条例附則第9条、第9条の2》

### 2 住宅借入金等特別税額控除の対象期間の延長（平成27年4月1日施行）

住宅借入金等特別税額控除の対象期間を1年6月延長し、入居年月日が平成31年6月30日（現行：平成29年12月31日）までとする。

《法附則第5条の4の2、条例附則第7条の3の2》

## 第2 法人市民税関係

### 1 均等割の税率区分の基準である資本金等の額の見直し（平成27年4月1日施行）

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人市民税均等割の税率区分の基準について、資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、当該額を均等割の税率区分の基準とする措置等を設ける。《法第292条、第312条、条例第24条》

## 第3 軽自動車税関係

### 1 2輪車等に係る軽自動車税の税率の引上時期の延期（平成27年3月31日施行）

平成27年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車、2輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。

《平成26年改正法附則第1条、第13条、平成26年改正条例附則第1条、第4条》

### 2 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の創設（平成27年4月1日施行）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた3輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の税率をその性能に応じて軽減する特例措置を講ずる。（税率表は裏面参照）

《法附則第30条、条例附則第16条》

区 分		税率（年額）			
		改正前	改正後		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
4 輪の 軽自動車	乗用自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	乗用営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	貨物用営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
3 輪の軽自動車		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

#### 第4 市たばこ税関係

##### 1 旧3級品たばこの税率の廃止（平成28年4月1日施行）

旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日をもって廃止する。この特例税率の廃止に伴い、次の経過措置を講ずる。

《法附則第30条の2、改正法附則第20条、条例附則第16条の2、改正条例附則第5条》

区 分		期間	税率
改正前		～平成28年3月31日	1,000本につき 2,495円
改正後	経過措置	平成28年4月1日～平成29年3月31日	1,000本につき 2,925円
		平成29年4月1日～平成30年3月31日	1,000本につき 3,355円
		平成30年4月1日～平成31年3月31日	1,000本につき 4,000円
		平成31年4月1日～	1,000本につき 5,262円

#### 第5 固定資産税・都市計画税関係

##### 1 固定資産税・都市計画税（土地）の負担調整措置の対象期間の延長（平成27年4月1日施行）

現行の土地に関する負担調整措置の仕組みを、平成29年度（現行：平成26年度）まで3年間延長する。

《法附則第18条関係、条例附則第12条関係》

##### 2 地価の下落修正の特例措置の継続（平成27年4月1日施行）

据置年度において、地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成28年度及び平成29年度も継続する。

《法附則第17条の2、条例附則第11条の2》

##### 3 住宅用地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置の対象期間の延長（平成27年4月1日施行）

税額が前年度税額に1.1倍を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額する措置を、平成29年度（現行：平成26年度）まで3年間延長する。

《法附則第21条の2、第27条の4の2、条例附則第13の4の2、第18条の11》

##### 4 固定資産税の新築減額割合への地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）の導入（平成27年4月1日施行）

平成27年4月1日以後に新築されるサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の税額の減額割合について、地方税法の参酌基準と同割合の「3分の2」とする。

※地方税法上の減額割合 3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下

《法附則第15条の8、条例附則第10条の2》